

中国教育オーディオロジー研究協議会会則

- 第1条 本会を「中国教育オーディオロジー研究協議会」と称する。
- 第2条 本会は、本会の主旨に賛同する会員によって組織され、中国地区聾学校長会及び中国地区の聴覚障害児に関わる聾学校、難聴学級、通級指導教室（難聴・言語）等の教育機関及び大学等の研究機関の理解と協力を得ながら進めていく。
- 第3条 聴覚障害児教育における聴覚補償、聴覚管理、聴覚・言語学習及びこれらに関わる教育上の支援を教育オーディオロジーとして確立し発展させることを目的に、中国地区の教育機関が連携し研修及び研究を行う。
- 第4条 本会は、会員より以下の役員を選出し、運営にあたる。
- (1) 会長（1名）
 - (2) 代表委員（十数名）
 - (3) 事務局（事務局長1名、会計2名、事務局員若干名）
 - (4) 監査（2名）
- 第5条 任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第6条 会長、代表委員、事務局をもって本会の代表委員会を担う。
- 第7条 役員を選出については、以下の通りとする。
- (1) 会長は、中国地区聾学校長をあてる。
 - (2) 代表委員は聾学校の会員から各聾学校1～2名、難聴学級・通級指導教室（難聴・言語）等の会員の中から数名を総会で選出する。
 - (3) 事務局長及び事務局員は、会員の中から総会で選出する。なお、代表委員と兼任することができる。
 - (4) 監査は、会長が会員に委嘱する。
- 第8条 本会は、若干名の顧問をおくことができる。顧問は代表委員会が適任者を推薦し、会長が依頼する。
- 第9条 本会に次の機関をおく。
- (1) 総会
 - (2) 代表委員会
- 第10条 総会及び代表委員会は、年1回開催する。
- 第11条 本会は、以下の活動を行う。
- (1) 講演会・研修会の開催
 - (2) 機関誌等の発行
 - (3) 関係諸機関・各種研究会との連携・協力
- 第12条 本会は、会員による会費をもって運営する。
- 第13条 本会の会費は、年間2,000円とする。
- 第14条 入会を希望するものは、所定の申込用紙に必要事項を記入して申し込むものとする。
- 第15条 退会を希望するものは、その旨を本会に届けるものとする。ただし、正当な理由なく所定の期日までに会費が納められなかったときは、退会したものとみなす。
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 本会則は、平成16年8月5日より施行する。
- 2 本会則は、平成17年8月7日一部改正し、施行する。
- 3 本会則は、平成19年4月1日一部改正し、施行する。